

東京第五検察審査会による小沢一郎事案の審査の流れ

Ver 1.5

【検察審査会 改正法施行】

2回の起訴議決で強制起訴できるよう改正し施行。

【審査員選定ソフト】

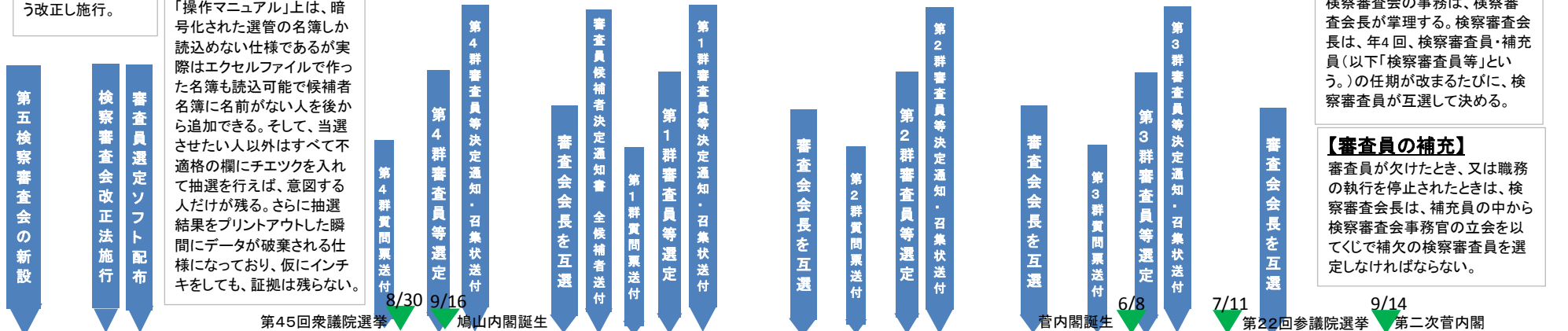
「操作マニュアル」上は、暗号化された選管の名簿しか読み取れない仕様であるが実際はエクセルファイルで作った名簿も読み取って候補者名簿に名前がない人を後から追加できる。そして、当選させたい人以外はすべて不適格の欄にチェックを入れて抽選を行えば、意図する人だけが残る。さらに抽選結果をプリントアウトした瞬間にデータが破棄される仕様になっており、仮にインテキをしても、証拠は残らない。

【審査会会長の互選】

検察審査会の事務は、検察審査会会長が掌理する。検察審査会会長は、年4回、検察審査員・補充員(以下「検察審査員等」という。)の任期が改まるたびに、検察審査員が互選して決める。

【審査員の補充】

審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、検察審査会会長は、補充員の中から検察審査会事務官の立会を以てくじで補充の検察審査員を選定しなければならない。



H21/4月 H21/5月 H21/6月 H21/7月 H21/8月 H21/9月 H21/10月 H21/11月 H21/12月 H22/1月 H22/2月 H22/3月 H22/4月 H22/5月 H22/6月 H22/7月 H22/8月 H22/9月 H22/10月 H22/11月

H21年2群 審査員・補充員(各6名) 選定ソフトによらない選定

① H21年4群 審査員・補充員(各6名)

③ H22年2群 審査員・補充員(各6名)

H21年3群 審査員・補充員(各5名) 選定ソフトによる選定

② H22年1群 審査員・補充員(各5名)

④ H22年3群 審査員・補充員(各5名)

【審査員等選定方法】

- 各市町村選挙管理委員会が、毎年10月15日までに、選挙人名簿の中から、割り当てられた人数の検察審査員候補者をくじで選定して名簿を作成。
- 検察審査会事務局長は、送付された名簿をもとに検察審査員候補者名簿(第1群～第4群各100人)を調製し、検察審査員候補者にその旨を通知。
- 通知を受けた検察審査員候補者は、辞退事由に該当するときは辞退を申し出ることができる。検察審査会が欠格事由・就職禁止事由・辞退事由に該当すると判断した候補者は、検察審査員候補者名簿から削除される。
- 検察審査会事務局長が、裁判官と検察官の立会の下で、各群の検察審査員候補者の中から検察審査員等々をくじで選定する。

①1回目審査員等

H21年4群 氏名番号(各6名)	
審査員	補充員
・103608	・103675
・103616	・104698
・104671	・104701
・ 109801	・104141
・103632	・103691
・103659	・未出席1名

②1回目審査員等(2回目の一部も)

H22年1群 氏名番号(各5名)	
審査員	補充員
・111571	・111651
・111601	・111678
・112712	・111686
・ 117927	・111694
・111589	・未出席1名
・未出席1名	

1回目審査員平均年齢34.55 赤字は特異な番号

③2回目審査員

H22年2群 氏名番号(各6名)	
審査員	補充員
・119644	・119806
・119661	・119814
・119679	・119822
・119687	・119831
・119695	・119849
・ 137723	・未出席1名
・未出席1名	

④2回目審査員

H22年3群 氏名番号(各5名)	
審査員	補充員
・130281	・130338
・130311	・130346
・130320	・130362
・130401	・130371
・未出席1名	・ 133566
	・未出席1名

2回目審査員平均年齢34.55

審査補助員：米澤敏雄

審査補助員：吉田繁實



2/1 東京地検特捜部吉田副部長が石川議員取り調べ中に「小沢はここで不起訴になっても、検察審査会で裁かれる可能性が高い。その議決は参議院選挙前になる」と語る。

明治大学大学院「検察・世論・冤罪Ⅱ」シンポジウム(H23.12.22) 山下幸夫弁護士の証言

東京弁護士会で私は指定弁護士や審査補助員になる人を研修する立場にいた。弁護士会も依頼が来たときは、名簿の一番上に山下先生を置いていましたと言っていた。しかし、小沢事件でまさに東京弁護士会にその依頼が来たとき、何故か米澤さんという別の弁護士が審査補助員になっていて、その人のもとで一回目の起訴相当議決が出たことを知って、非常にびっくりした。米澤さんが自分で手を挙げたんだろうと思うが自分で手を挙げる人を弁護士会がそれを認めてしまった。しかし弁護士会の中で調べたり聞いたりしても、なぜ、この人が選ばれたのか理由がわからない。東京弁護士会長などに答え求めても、なぜそうなったかわからないということだった。